

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

えびの市長 村岡 隆明

市町村名 (市町村コード)	えびの市 (452092)
地域名 (地域内農業集落名)	上大河平丸岡地区 (上大河平集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月29日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

・当地区の耕作地は、用排兼用水路のため、土砂等の堆積により水の流れが悪く、水管理が煩雑化しており、区画も小さく形状も悪いことから、水田の汎用化が出来ないなど営農に支障をきたしている。また、農道も砂利道で幅員が狭く、大型機械の導入が出来ない状態である。
・そのため、農地の貸し借りや作業の受委託が進まない。
・今後、高齢農家のリタイヤが増加することが予想され、荒廃農地の発生が懸念されることから、担い手への農地集積が重要な課題となっている。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

農地の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化を加速化させ、機械化によるコストの低減や高収益に繋がる土地利用型作物への転換等を図り、農業経営の向上と安定を図るなど、地域と担い手が一体となって農地利用の体制を構築していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を「農業上の利用が行われる区域」とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
基盤整備事業(農地中間管理機構関連農地整備事業)の推進を機に、区域内の農地は全て(100%)農地中間管理事業による貸借を済ませた。その際に、担い手への集積と集約化の可能分を進めたところである。今後、事業の換地計画策定を最大限活用し、地元2農業法人を中心とした中心経営体への集積・集約化による団地化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
基盤整備事業(農地中間管理機構関連農地整備事業)の推進を機に、令和4年度中に区域内の農地は全て(100%)農地中間管理事業による貸借を済ませた。
(3)基盤整備事業への取組方針※
地元の課題解決のため、平成30年9月に地元基盤整備事業推進組織を設立し、市や県、関係機関との連携の下、令和5年度の県営事業新規採択を目指し推進中である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
既存の2農業法人を中心とする認定農家を軸とした担い手の育成を進める一方、関係機関との連携により営農意欲のある新たな若い就農者の確保や基本構想水準達成者の育成を図りながら、当地区の農地を守っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
当地区においては、地元農業法人が存在するため、この法人を中心として地元の担い手への集積、及び農作業受委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策※	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減肥料・減農薬	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①現在も鳥獣被害に悩まされていることから、基盤整備事業と一体的に進入防護柵の設置などを検討していく。
 ②既に区域内において中心経営体である法人が取り組んでいるところであり、今後も更に規模拡大を目指していく。